

## 第3回「人間重視の道路創造研究会」 議事要旨

日 時：平成20年11月7日（金）18：00～20：00

場 所：国土交通省（中央合同庁舎3号館）4階特別会議室

出席者：磯部力委員長、太田和博委員、小幡純子委員、屋井鉄雄委員、  
岸井隆幸臨時委員、斎藤憲晃臨時委員

### <議事要旨>

#### 1. 前回研究会の議事要旨について

前回議事要旨について、事務局より報告があった。

#### 2. 主な議論内容

##### (1) 事務局説明関係

- ・ローカルルールを作るにしてもガイドラインを提示することは必要。また、地方公共団体へ包括許可をする場合には、最終的な責任の所在を整理する必要がある。
- ・道路占用の運用において、基本的に営利目的の占用は認めないという地方自治体があることにも留意する必要がある。
- ・道路法の目的規定を改正することで、道路占用の取扱いも柔軟にできるのではないか。ただし、要件や基準は定めておくことが必要。
- ・地域の合意形成のような手続きとしてのローカルルールについては、自由裁量でどのような手続きで何でもやっていいというのでは問題があるのではないか。
- ・対立的に特許と許可について考えるのではなく、合理的に公共性判断をしていくことが重要であり、地域にとって最適な公益判断をどういう手続きを経るのが望ましいのか自体をルール化する必要があるのではないか。

##### (2) 岸井臨時委員説明関係

- ・都市内の公共空間の大半が道路であり、都市空間のアメニティ性を高めるために、道路が大きな役割を果たす。従って、ただ道路を造れば良いというわけではなく、周りの景観や空間構成まで整えるのが道路の役割ではないか。
- ・道路の利用については、土地利用の多層化と都市施設への対応という視点が不足しており、立体的な視点での道路空間を考えることが重要。
- ・道路と駐車場を合わせると半分近くを占める都市もあり、アメニティ性を高めるためには、道路と駐車場を一体として対策を講じるべきである。
- ・歩行者との関係では、道路と公開空地、広場、公園を一体的に捉えて検討すべきではないか。
- ・B／Cは走行便益に偏重しており、アメニティ性や豊かな空間の方にこそ効用が高いと思う人が増えている一方、信頼に足る計測が出来ていないことから、それについて評価がなされている。
- ・道路管理に時間管理という概念を取り入れるべきではないか。
- ・道路空間を社会参加の場として対策を考えるのが大事なことである。
- ・道路の管理という観点から、周辺の景観まで含めて対策すべきではないか。

### (3) 齊藤臨時委員説明関係

- ・道路空間を立体的に利用することについては、大規模床の確保、指定容積率の有効利用、さらには既存都市高速道路の市街地環境への貢献等の観点からニーズが存在する。
- ・自転車道の整備等について既設の道路空間の拡幅整備や、一般道路での沿道との一体的な整備に対する要請も今後は考えられるのではないか。
- ・道路空間は都市の中の貴重な空間であり、公共性のとらえ方を、交通機能に直接関わるものから都市環境の向上にまで広げて考えてみてはどうか。その際、一律の基準を定めることは難しいことから、プロジェクトの過程に道路・都市空間のユーザーが参画できるようなプロセスを考えるべきである。
- ・既存の道路上空を活用するために、通行機能を残しつつ、道路法上廃道とする手法は、明らかにおかしく、道路法の規定が現実のニーズに合っていないのではないか。
- ・道路を敷地に取り込む方が建築計画の自由度が確保できるとするケースもあるが、道路法の規定を逃れるために公共空地にするケースもあり、後者の場合、もっと自然なかたちで建物ができる制度にすることは十分検討の余地がある。
- ・道路占用よりは、立体道路で建築敷地を設定できる方が、指定容積率の有効利用という観点で開発事業者サイドとしては望ましいのではないか。
- ・道路空間を公衆のために開放することと、私的空間に提供することとを区別して考える必要があるが、交通の用に供する以外の道路の使い方をどう定義していくかというのは難しい問題。
- ・道路空間の利活用については、空間が逼迫している都市部と地方部とで、異なる対応をする必要があるのか、議論の必要がある。
- ・複数の道路管理者が存在するエリアに対して、どのように一元的にエリアを管理するかが重要であり、エリアである空間の管理を道路法の中でどう考えるのか整理する必要がある。
- ・道路空間の利活用に関しては、多様なニーズもあり、柔軟化しようという方向に議論は行っているが、一方で現場には、公平性や道路交通の優先性や安全性の確保を重視するという観念が厳然としてあるのではないか。